

在職者を対象とした受託生訓練を実施します

【制度の概要】

常設科の訓練生数が定員に満たない場合、会社などに在籍している方を対象に、その方が所属する事業主等の指示がある場合に入校・受講を認める制度です。

事業主との契約の下、在職者の方が、一般の訓練生と一律に、平日の昼間に受講する訓練となります。(※本訓練受講には、事前に『山口県受託生訓練実施契約書』の締結が必要となります。)

【応募対象者】

● 対象事業主

- ・ 山口県内に事業所を有しております、自ら職業訓練を実施することが困難な事業主等

● 訓練対象者

- ・ 事業主等に雇用されて労働基準法及び労働者災害補償保険法の適用を受けており、当該事業主等の指示を受けて訓練を受講しようとする者(新規採用予定者を含む)。

【訓練科等】(令和8年度)

	訓練科	訓練期間	定員	受入数
普通課程	自動車整備科	2年	20人	若干名
	設備システム科	2年	20人	若干名
短期課程	機械デジタル科	1年	15人	若干名
	溶接技術科	1年	20人	若干名
	メカニカルデザイン科	1年	10人	若干名

※受託生の受入数は、一般の訓練生数と定員数との差の範囲内となります。

※自動車整備科・設備システム科は18歳以上34歳以下(令和8年4月1日)が対象。

自動車整備科は、高校卒業資格が必要。(入校時)

機械デジタル科、溶接技術科、造園科は中学校卒業見込者を含む。

【訓練期間】

- 原則、1年以内(訓練期間が2年間の普通課程も、1年ごとの契約となります。)

令和8年4月9日(木)～令和9年3月12日(金)

※普通課程は、令和10年3月中旬まで

【費用】

●受講料

普通課程 : 年間 118,800 円、入学料相当額 5,650 円

短期課程 : 無料

●予納金 : 教科書代や作業服代等の経費

【受講申込方法等】

次の書類を当校へ提出して下さい。

- (1) 受託生訓練受講申込書・受託生名簿
- (2) 自動車整備科のみ、高校の卒業証明書または同等以上の学力を有することを証明する書類
- (3) その他
 - ・申込後に、随時、面談日時等についてお知らせします。
 - ・提出書類は返却されません。

【訓練開始までの流れ】

1／2 1～

対象科指導員と
内容・人員等の詳
細を事前に協議

2／1 3～3／1 6

受講申込書類提
出後、面談日時等
調整・決定

面談・受け入れ決
定後、契約事務
手続



3／3 0

訓練経費納付
入校説明会

4／9

入校
訓練開始

【各日程】

区分	日程等
申込期間	令和8年2月13日(金)～令和8年3月16日(月)
面談日	応募受付後、電話でお知らせします。
入校説明会	令和8年3月30日(月)
入校日	令和8年4月 9日(木)

【助成金制度】

受託生訓練は、公的な各種助成の対象訓練となる場合があります。
助成金の申請を行なう場合は、申請期限がありますのでご注意ください。
詳しくは、都道府県労働局へお問い合わせください。

<厚生労働省ホームページ>

事業主の方のための雇用関係助成金 人材開発支援助成金に関する URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

【お問い合わせ先】

山口県立東部高等産業技術学校

担当：訓練部 清水・佐田

TEL : 0834-28-2233

(様式)

受託生訓練受講申込書

令和 年 月 日

山 口 県 知 事 様

申込事業主等住所

氏名

印

受託生訓練を受講したいので下記により申し込みます。

実施希望訓練校名	東部高等産業技術学校
希望する訓練期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
訓練科及び訓練人員	別添名簿のとおり
従業員数	
事業内容	
労働基準法、労災保険等の加入の有無	
備考	

(別紙)

受 託 生 名 簿